

流山市看護師等修学資金貸付条例

令和2年3月27日条例第6号

流山市看護師等修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、養成施設に在学する者であって、将来市内の病院等施設において看護師等の業務に従事しようとするものに対し、予算の範囲内で、養成施設における修学を援助するための資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって市内における看護師等の充足に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護師等 看護師又は准看護師をいう。
- (2) 看護師学校等 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第21条第1号の大学、同条第2号の学校又は同条第3号の看護師養成所をいう。
- (3) 准看護師学校等 法第22条第1号の学校又は同条第2号の准看護師養成所をいう。
- (4) 養成施設 看護師学校等又は准看護師学校等をいう。
- (5) 指定養成施設 本市と本事業への協力に関する協定を締結した養成施設をいう。
- (6) 病院等施設 病院その他の規則で定める看護師等がその業務に従事する施設をいう。
- (7) 保健師助産師学校等 法第19条第1号の学校、同条第2号の保健師養成所、法第20条第1号の学校、同条第2号の助産師養成所又は看護に関する専門知識の修得を目的とする学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条の大学院をいう。

(貸付けの対象者)

第3条 修学資金の貸付けの対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 養成施設に在学する者（指定養成施設以外の養成施設に在学する者にあつては、本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）
- (2) 養成施設を卒業した後、遅滞なく市内の病院等施設において常勤として看護師等の業務に従事しようとする意志を有する者
- (3) 看護師等の養成を目的とする他の貸付け等を受けていない者（将来市内の病院等施設において看護師等として業務に従事しようとするために当該貸付け等を受けている者を除く。）

(貸付けの金額及び方法)

第4条 修学資金は、月額3万円を無利子で貸し付けるものとする。

2 修学資金は、次条第2項の規定による通知に定められた月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者の在学する養成施設の正規の修学期間が修了する月までの期間（以下「対象期間」という。）を対象として貸し付けるものとする。

3 対象期間は、同一人につき5年を超えることができない。ただし、第7条第1項の規定による返済を完了し、又は第8条の規定による免除を受けた修学資金の貸付けに係る対象期間は含まないものとする。

（貸付けの申込み及び決定）

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、規則の定めるところにより、市長に貸付けの申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の貸付けの申込みがあったときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を申込者に通知するものとする。この場合において、市長は必要に応じ、面接その他適切と認める方法を用いて選考することができる。

（貸付契約の締結等）

第6条 前条第2項の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者は、市と当該貸付けに関する契約（以下「貸付契約」という。）を締結しなければならない。

2 貸付契約の締結に当たっては、前条第2項の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者は、規則の定めるところにより、2人の連帯保証人を立てなければならない。

（貸付金の返済）

第7条 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、貸付けを受けた修学資金（以下「貸付金」という。）を返済しなければならない。

2 前項の規定による返済は、次条の規定による免除を受けることができなくなった日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（第12条の規定により貸付けを受けなかった期間を除く。以下「貸付期間」という。）に相当する期間内に、月賦均等払の方法により行わなければならない。ただし、借受人が期間を繰り上げて返済するときは、市長が別に定める方法により返済することができる。

（返済債務の免除）

第8条 市長は、借受人が養成施設を卒業した後（養成施設の卒業の日までに看護師等の免許を取得できなかったときは、養成施設を卒業した日から1年2月以内において看護師等の免許を取得した後）、遅滞なく、市内の病院等施設における看護師等（看護師学校等に在学する者に対する修学資金の貸付けを受けた者にあつては、准看護師を除く。）の業務（常勤として従事する場合

に限る。以下「市内勤務看護師等の業務」という。)に継続して従事した場合において、その継続して従事した期間(休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかった期間を除く。以下「在職期間」という。)が貸付期間(当該貸付期間が1年に満たない場合にあっては、1年とする。以下同じ。)に達したときは、前条第1項の規定による返済に係る債務(以下「返済債務」という。)を免除するものとする。

2 前項の場合において、借受人が次の各号のいずれかに該当しているときは、その申出により、市長が認める期間に限り、市内勤務看護師等の業務に継続して従事しているものとみなす。この場合において、在職期間を算定するときは、当該各号に該当している期間を在職期間に含めないものとする。

(1) 看護師学校等において修学しているとき。

(2) 保健師助産師学校等において修学しているとき。

(3) 災害、傷病その他の市長がやむを得ないと認める事情により、一時的に市内勤務看護師等の業務に従事しないとき。

3 借受人が、保健師又は助産師の免許を取得した者である場合にあっては、第1項中「市内の病院等施設における看護師等」とあるのは、「市内の病院等施設における看護師等、保健師又は助産師」と読み替えて第1項の規定を適用する。

(申請による返済債務の減免)

第9条 市長は、借受人が、死亡又は心身の故障により看護師等の業務に従事する能力を欠くに至ったことを理由として申請したときは、返済債務(履行期限が到来していない部分に限る。以下同じ。)を免除することができる。

2 市内勤務看護師等の業務に従事することができなくなったと認められ、第7条第2項の規定により返済が開始された以後に、借受人(1年を超えて市内勤務看護師等の業務に継続して従事した者に限る。)が申請をしたときは、市長は、当該借受人の在職期間を貸付期間で除して得た数を返済債務の額に乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)に相当する額を返済債務の額から減額することができる。

(死亡による貸付契約の終了)

第10条 貸付契約は、借受人の死亡によって、その効力を失う。

2 市長は、前項の規定により貸付契約がその効力を失う際、現に貸付けを受ける期間が残存しているときは、当該期間に係る貸付けを行わないものとする。

(貸付契約の解除)

第11条 市長は、対象期間において、借受人が次の各号のいずれかの事由に該当することとなったときは、貸付契約を解除するものとする。この場合において、市長は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

(1) 第3条に規定する貸付けの対象となる者の要件を欠くに至ったとき（本市の住民基本台帳に記録されなくなったことにやむを得ない事情があると市長が認めるときを除く。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと市長が認めるとき（死亡又は心身の故障による場合を除く。）。

（貸付けの停止）

第12条 市長は、対象期間において、借受人が休学をし、又は停学処分を受けたときは、当該休学又は停学処分（以下「休学等」という。）の生じた日の属する月の翌月分から当該休学等の消滅した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止するものとする。

2 借受人が対象期間中に修学資金の貸付けの停止を希望するときは、市長にその旨を申し出なければならない。

3 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出の日の属する月の翌月から修学資金の貸付けを停止するものとする。

（不正利得の返還等）

第13条 市長は、借受人が偽りその他不正な手段により、貸付契約を締結し、又は修学資金の貸付けを受けたと認められるときは、当該貸付契約を解除する。

2 市長は、前項の規定による解除を行う際、現に貸付けを受ける期間が残存しているときは、当該期間に係る貸付けを停止するものとする。

3 市長は、第1項の規定による解除をしたときは、貸し付けた修学資金に相当する額の返還を求めることができる。

（延滞金）

第14条 市長は、借受人が正当な理由なく、貸付金を返済すべき日までに返済しなかったときは、当該返済すべき日の翌日から返済の日までの期間の日数に応じ、返済すべき額につき年14.6パーセント（当該返済をすべき日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第14条に規定する延滞金の年14.6パーセント及び7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。